

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

人事委員会規則

○人事委員会規則二―三(事務局長に対する権限の委任)及び人事委員会規則四―五(職員の任用)の一部を改正する規則	1
○人事委員会規則七―〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	1
○人事委員会規則七―一(給料の調整額)の一部を改正する規則	1
○人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則	2
○人事委員会規則七―八(宿日直手当)の一部を改正する規則	2
○人事委員会規則七―三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	5
○人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則	5
○人事委員会規則七―六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則	5
○人事委員会規則九―九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	6

人事委員会規則

人事委員会規則二―三(事務局長に対する権限の委任)及び人事委員会規則四―五(職員の任用)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則二―三(事務局長に対する権限の委任)及び人事委員会規則四―五(職員の任用)の一部を改正する規則

規則

規則二―三(事務局長に対する権限の委任)の一部改正)
第一条 規則二―三(事務局長に対する権限の委任)の一部を次のように改正する。

第二条中第十二号を第十四号とし、第四号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 規則四―五第十二条第一項第三号の規定による人事委員会の認定

五 規則四―五第十二条第一項第三号又は同条第二項第一号の規定による採用候補者の削除に関すること。

(規則四―五(職員の任用)の一部改正)

第二条 規則四―五(職員の任用)の一部を次のように改正する。

第十四条に次のただし書を加える。

ただし、第十二条第一項第三号又は同条第二項第一号の規定により採用候補者を名簿から削除したときは、この限りでない。

第十六条第二項中「とともに、当該名簿に登録されている残存採用候補者に対しても、その旨を通知する」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七―〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

規則七―〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一の表七級の項中「一 特に規模の大きい医療機関の薬局の長の職務」を「一 規模の大きい家庭保健衛生所の所長の職務」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―二(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七―二(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七―二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。
 別表第一の表七級の項中「主幹及び主任専門員」を「班長及び専門主幹」に改め、同表流域下水道事務所項中「二」を「一」

に改め、同表警察本部刑事部科学捜査研究所の項中

1	法医本務
2	化学務と
3	理学事

学_二の知識を利用して行う鑑定の作業に従事することをとする職員
 の知識を利用して行う鑑定の作業に従事することをとする職員

又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事することを本務とする職員

1	法医学の知識を利用して行う鑑定の作業に従事すること
2	本務とする職員
3	化学の知識を利用して行う鑑定の作業に従事することを務とする職員
3	理学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事することを本務とする職員

「一」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七―二(給料の調整額)(以下「改正後の規則」という。)別表第一の調整数欄に掲げる調整数がこの規則による改正前の規則七―二(給料の調整額)別表第一における調整数に満たない職をこの規則の施行の日の前日から引き続き占める職員についての改正後の規則第二条第二項の規定の適用については、平成二十二年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同項中「掲げる調整数」とあるのは、「掲げる調整数に一を加えた数」とする。

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七―三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

第三条中「採用された職員」の下に「(以下「再任用職員」という。)」を、「している職員」の下に「(以下「育児短時間勤務職員等」という。)」を、「得た数」の下に「(以下「算出率」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第一に掲げる職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第三の管理職手当の額欄に定める額(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第一知事部局本庁の項中「出納局長」を「出納局長 防災技監」に改

め、「国体・障害者スポーツ大会局長」、「将来構想推進監」及び「報道専門員」を削り、同表知事部局地域振興局農林部仙北平野農村整備事務所の項を削り、同表知事部局地域振興局の項中「建設部」を「建設部河川砂防課」に改め、同表知事部局産業技術総合研究センターの項中「高度技術研究所副所長」を削り、「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長 高度技術研究所次長」に、同表

「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長 高度技術研究所次長」に、同表

知事部局太平洋療育園の項中

園長	二種
副園長	三種

班長	五種
専門主幹	
総看護師長	

班長	五種
専門主幹	
総看護師長	
副総看護師長	六種

に改め、同表知事部局児童会館の項を削り、同表リハビリテ

ーション・精神医療センターの項中「総看護師長」を「総看護師 事務部次

長」に改め、同表知事部局病害虫防除所の項中

所長	五種
班長	
専門主幹	

種

所長	四種
班長	
専門主幹	五種

に改め、同表知事部局職業能力

開発校の項中「校長(鷹巣技術専門校を除く。)」を「校長」に改め、「校長(鷹巣技術専門校に限る。)」を削り、同表知事部局秋田中央道路建設事務所の項を削り、同表知事部局労働委員会

事務局の項中

事務局長	一種
参事	二種

を

事務局長	二種
------	----

に改め、同表議事会事務局の項中「次長」を「次長 参事」に改め、同表

人事委員会事務局の項中「参事」を削り「二種」を「二種」に改め、同表教育委員会教育事務所の項中

所長	三種
----	----

を

所長	三種
主幹	五種

に改め、同表教育委員会埋蔵文化財センターの項

中「課長」を「主任専門員」に改め、同表警察警察学校の項中「副校長」を「副校長 調査官」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第3 (第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区 分	管 理 職 手 当 の 額
9 級	一 種	112,900円
8 級	一 種	99,800円
	二 種	79,800円
7 級	三 種	65,600円
6 級	三 種	57,800円
	四 種	51,400円
	五 種	45,000円
	六 種	38,500円
	七 種	32,100円
5 級	四 種	47,200円
	五 種	41,300円
	六 種	35,400円
	七 種	29,500円
4 級	五 種	39,100円
	六 種	33,500円
	七 種	27,900円
3 級	五 種	36,300円

2 公安職給料表

職務の級	区 分	管 理 職 手 当 の 額
9 級	二 種	83,800円
8 級	二 種	77,300円
7 級	三 種	62,900円
	四 種	56,000円
6 級	三 種	58,500円
	四 種	52,000円

3 教育職給料表(1)

職務の級	区 分	管 理 職 手 当 の 額
4 級	四 種	68,000円
	五 種	59,500円
	六 種	51,000円
3 級	四 種	54,100円
	五 種	47,300円
	六 種	40,600円 (条例別表第4第1号の表の備考2に定める職員にあつては、41,500円)
	七 種	33,800円 (条例別表第4第1号の表の備考2に定める職員にあつては、34,600円)

2 級	五 種	39,100円
	六 種	33,500円
	七 種	27,900円

4 教育職給料表(2)

職 務 の 級	区 分	管 理 職 手 当 の 額
4 級	四 種	66,300円
	五 種	58,000円
	六 種	49,800円
3 級	四 種	53,000円
	五 種	46,400円
	六 種	39,800円 (条例別表第4第2号の表の備考2に定める職員にあつては、40,700円)
	七 種	33,100円 (条例別表第4第2号の表の備考2に定める職員にあつては、33,900円)
2 級	五 種	38,600円
	六 種	33,100円
	七 種	27,600円

5 研究職給料表

職 務 の 級	区 分	管 理 職 手 当 の 額
5 級	一 種	98,300円
	二 種	78,700円
4 級	三 種	59,900円
	四 種	53,300円
	五 種	46,600円
3 級	四 種	46,200円
	五 種	40,400円

6 医療職給料表(1)

職 務 の 級	区 分	管 理 職 手 当 の 額
4 級	一 種	115,900円
	二 種	92,700円
	三 種	83,500円
3 級	二 種	78,100円
	三 種	70,300円
	四 種	62,500円
2 級	四 種	53,800円

7 医療職給料表(2)

職 務 の 級	区 分	管 理 職 手 当 の 額
6 級	三 種	59,300円
	四 種	52,700円
5 級	四 種	46,000円
	五 種	40,200円
	六 種	34,500円
	七 種	28,700円
4 級	五 種	36,500円

8 医療職給料表(3)

職 務 の 級	区 分	管 理 職 手 当 の 額
6 級	四 種	53,200円
5 級	五 種	41,200円
	六 種	35,300円
	七 種	29,500円

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―八(宿日直手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七―八(宿日直手当)の一部を改正する規則

規則七―八(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「由利地域振興局建設部又は」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七―三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

規則七―三三(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「国体・障害者スポーツ大会局、子育て支援課」を「秘書課」に、「環境あきた創造課、公文書館又は児童会館」を「産業経済政策課、雇用労働政策課又は公文書館」に改める。

第三条の二第一項第四号中「国体・障害者スポーツ大会局、子育て支援課」を「総合政策課」に、「公文書館又は児童会館」を「又は秋田地域振興局福祉環境部健康づくり推進チーム」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

